

善通寺市農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 香川県善通寺市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成12年度供用開始	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用
処理区域内人口密度	13.3人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1		
処 理 場 数	1		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化・共同化・最適化については、いずれも実施していません。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	排除した汚水の量に応じて、基本料金と超過料金の合計額に100分の108を乗じて得た額を使用料としています。(1月につき、10円未満の端数は切り捨て。) 使用料体系としては、基本料金部分として10㎡までは1,250円、超過料金として、10㎡を越え20㎡までは165円、20㎡を越え30㎡までは185円、30㎡を越え50㎡までは205円、50㎡を越え100㎡までは215円、100㎡を越えるものは224円をそれぞれ1㎡につき加算して、その合計額に100分の108を乗じて得た額を使用料としています。使用料の設定は営業上の費用に健全な経営を維持するために必要な資本費用も含めた原価を使用料対象経費とする総括原価主義の考え方にに基づき設定しています。				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	業務用使用料体系という分類はなく、一般家庭用と同様となっています。				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	その他の使用料体系はありません。				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	3,040 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	3,440 円
	平成26年度	3,130 円		平成26年度	3,520 円
	平成27年度	3,130 円		平成27年度	3,530 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	上下水道課では、平成29年3月現在で上下水道課長1名、上下水道課主幹1名、下水道担当職員4名で公共下水道事業及び農業集落排水事業を運営しております。また水道事業も水道事業関係職員12名(非常勤職員も含む。)で運営しています。
事業運営組織	本市の上下水道課は平成25年度に水道課と下水道課が機構改革により統合され、上下水道課となりました。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場の維持管理業務は委託していますが、包括的民間委託はしていません。
	イ 指定管理者制度	実施していません。
	ウ PPP・PFI	実施していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	実施していません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	実施していません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

添付の経営比較分析表を参照。

2. 経営の基本方針

・上郷西部農業集落排水処理区域における水質悪化を防止し、豊かな自然環境を維持するための健全な経営に努め、農業集落排水処理区域住民の安心・安全な生活の確保を図ります。
・農業集落排水処理施設の維持管理に不可欠な財政基盤維持のため、農業集落排水使用料の100%徴収を目指し、財政基盤の強化に努めます。
・少子高齢化や人口減少等の厳しい社会情勢を迎えている状況において、限られた財源の中でのサービスを持続するため、修繕や委託は必要最小限の範囲にとどめて経費の抑制に努めながら、将来の下水道事業との統合も見据えた堅実で効率的な経営を目指します。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

上郷西部処理区域の農業集落排水事業は、事業の開始が平成12年であることから、耐用年数からみれば管渠や施設はまだ新しい状態にあります。これまで大規模な修繕もないことから、大規模な更新等はまだまだ必要でない状況であると考えています。そのため、現在は施設の維持管理を中心に事業を行っており、投資的経費はほとんどない状況であります。そして、今後も施設の大規模更新は予定はしていません。それは隣接地域において、公共下水道の管渠布設工事を現在も行っていることから、将来は公共下水道への接続を予定していることによるものであります。ただ、その接続時期については施設の耐用年数もまだ残っていることから、ここ数年での接続予定はありません。農業集落排水処理場の電気設備等の耐用年数が短いもので、修繕や更新が必要なものについて必要最小限の対応はしながら安全な施設の維持管理に努め、公共下水道へ接続する時期を現在検討しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

農業集落排水事業における使用料収入は、対象地域の整備と水洗化がほぼ完了しており、今後の増収はほとんど見込めない状況です。限られた財源を確保するため、農業集落排水使用料の100%徴収をまず第一の目標にしています。また、施設整備の際に借り入れた起債の元金償還がまだ10年以上残っていることや、施設の維持管理を行っていく上で不足する財源は一般会計からの繰入金に依存せざるを得ない状況にあります。一般会計の繰入金を少しでも減らすために使用料の見直しを検討しなければならないことは重々承知していますが、値上げの時期やどれくらいの値上げが必要かなどについては、下水道使用料の改定も考慮しながら、現在検討している状況です。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

農業集落排水事業における職員給与費については、施設整備が完了して現在は維持管理のみとなっていることから、下水道事業会計に属する職員が兼務で行っており、農業集落排水事業における職員給与費はありません。修繕費については、修繕は内容を十分に精査し、必要な修繕だけを行う方針としていることから、過去の修繕実績等を勘案し、100万円程度を修繕費で毎年計上しています。委託費については、農業集落排水使用料の徴収委託料や処理場の維持管理委託料など、農業集落排水事業を維持していく上で最低限必要なものだけを計上しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	本市の農業集落排水事業は上郷西部処理区域の1区域であり、現在の認可計画において公共下水道の整備が近隣の地域まで行われる予定であることから、処理場が老朽化して多額の経費が発生し始める前には、公共下水道事業への統合を考えています。
投資の平準化に関する事項	施設整備が完了しているため、追加で施設整備関係の大きな投資を行う予定はありません。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	PPPやPFIなどの民間活力を活用する予定はありません。
その他の取組	特にありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	本市の下水道事業において、平成32年度から地方公営企業法を適用して公営企業会計を導入する予定となっており、状況によっては下水道使用料の見直しを行う可能性があります。農業集落排水事業においては、地方公営企業法を適用する予定はありませんが、現在の事業運営における財源の多くを一般会計からの繰入金に依存していることや将来的には現在の農業集落排水処理施設を公共下水道と統合する可能性もあることから、下水道の使用料改定を行う際は、あわせて農業集落排水使用料の改定も行う予定であります。
資産活用による収入増加の取組について	本市の農業集落排水事業においては、資産活用により収入増加に繋がるような資産が存在しないと考えています。
その他の取組	特にありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	当該施設は事故があった場合、対象地域の水環境に多大な影響を与える公共性の高い施設であることから、民間活力を活用した経費の削減も大切なことですが、このような重要な施設は責任をもって市が管理すべきものであると考えています。そのため包括的民間委託や指定管理者制度を導入する予定はありません。
職員給与費に関する事項	今後も農業集落排水事業に専属で従事する職員の配置予定はないため、農業集落排水事業費会計において職員給与費を計上する予定はありません。
動力費に関する事項	動力費は処理場にかかる電力料だけであり、削減することは困難であると考えています。
薬品費に関する事項	薬品費は、汚泥低減剤の購入費であり購入業者は毎年入札により決定し、必要量を年に数回購入しています。今後は、有収水量の減少により汚泥低減剤も徐々に減らせる状況になれば、薬品の購入量を抑えて経費節減を図るようになります。
修繕費に関する事項	修繕は計器類や機械等で施設の維持管理をしていく上で、最低限必要な修繕だけを行うこととし、可能な限り経費節減に努めるようにします。
委託費に関する事項	委託料では、処理場の維持管理業務委託料を主として、そのほかは農業集落排水使用料の徴収業務委託料等があります。長期継続契約をすることが可能なもので、それに活用することで金額が抑えられるものについては、積極的に長期継続契約を活用して費用を少しでも抑制したいと考えています。
その他の取組	特にありません。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、経営戦略に対しての進捗管理(モニタリング)を行い、3～5年ごとに必要に応じて見直し(ローリング)を行うこととします。投資や財政計画と実績との間に大きな乖離が生じている場合は、予測方法等に問題がないかを検証して、再度財政計画を立て直すこととします。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
		(決算)	(決算見込)												
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	23,588	24,487	24,395	24,880	24,930	24,980	24,870	24,760	24,750	24,740	24,730	24,730	24,730	24,720
	(1) 営 業 収 益 (B)	6,405	6,422	6,395	6,380	6,430	6,480	6,470	6,460	6,450	6,440	6,430	6,430	6,430	6,420
	ア 料 金 収 入	6,405	6,422	6,395	6,380	6,430	6,480	6,470	6,460	6,450	6,440	6,430	6,430	6,430	6,420
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他														
	(2) 営 業 外 収 益	17,183	18,065	18,000	18,500	18,500	18,500	18,400	18,300	18,300	18,300	18,300	18,300	18,300	18,300
	ア 他 会 計 繰 入 金	17,183	18,065	18,000	18,500	18,500	18,500	18,400	18,300	18,300	18,300	18,300	18,300	18,300	18,300
	イ そ の 他														
	2 総 費 用 (D)	11,561	11,735	11,475	11,168	10,897	10,622	10,340	10,054	9,762	9,463	9,159	8,858		
	(1) 営 業 費 用	7,544	7,942	7,942	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900
ア 職 員 給 与 費															
ウ ち 退 職 手 当															
イ そ の 他	7,544	7,942	7,942	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900	
(2) 営 業 外 費 用	4,017	3,793	3,533	3,268	2,997	2,722	2,440	2,154	1,862	1,563	1,259	958			
ア 支 払 利 息	4,017	3,793	3,533	3,268	2,997	2,722	2,440	2,154	1,862	1,563	1,259	958			
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息		30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	12,027	12,752	12,920	13,712	14,033	14,358	14,530	14,706	14,988	15,277	15,571	15,862			
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)														
	(1) 地 方 債														
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債														
	(2) 他 会 計 補 助 金														
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金														
	(6) 工 事 負 担 金														
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	12,910	13,164	13,424	13,689	13,960	14,235	14,517	14,803	15,095	15,394	15,698	15,999		
(1) 建 設 改 良 費															
ウ ち 職 員 給 与 費															
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	12,910	13,164	13,424	13,689	13,960	14,235	14,517	14,803	15,095	15,394	15,698	15,999			
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 12,910	△ 13,164	△ 13,424	△ 13,689	△ 13,960	△ 14,235	△ 14,517	△ 14,803	△ 15,095	△ 15,394	△ 15,698	△ 15,999			

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算 見込)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
区 分												
収支再差引 (E)+(I) (J)	△ 883	△ 412	△ 504	23	73	123	13	△ 97	△ 107	△ 117	△ 127	△ 137
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	1,396	1,396	983	479	502	575	698	711	614	507	390	263
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	513	984	479	502	575	698	711	614	507	390	263	126
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実質収支黒字 (P)	513	983	479	502	575	698	711	614	507	390	263	126
(N)-(O) 赤字 (Q)												
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	96	98	98	100	100	100	100	100	100	100	99	99
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	6,405	6,422	6,395	6,380	6,430	6,480	6,470	6,460	6,450	6,440	6,430	6,420
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	194,373	181,208	167,784	154,095	140,135	125,900	111,383	96,580	81,485	66,091	50,393	34,394

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算 見込)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
区 分												
収益的収支分	17,183	17,182	18,605	18,500	18,500	18,500	18,400	18,300	18,300	18,300	18,300	18,300
うち基準内繰入金	16,927	16,927	16,927	16,927	16,927	16,927	16,927	16,927	16,927	16,927	16,927	16,927
うち基準外繰入金	256	255	1,678	1,573	1,573	1,573	1,473	1,373	1,373	1,373	1,373	1,373
資本的収支分												
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金												
合 計	17,183	17,182	18,605	18,500	18,500	18,500	18,400	18,300	18,300	18,300	18,300	18,300